平成２９年（フ）第４３４号
埼玉県飯能市大字中山510番地18
債務者　宮岡　惠代
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２９年（フ）第２５１号
静岡県熱海市下多賀1287番地の２
債務者　中西まき江
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２９年（フ）第２６２号
静岡県御殿場市御殿場536番地　御殿場団地77
債務者　勝又　文恵
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２９年（フ）第２８３号
静岡県沼津市大岡1841番地の13　メゾン・ド・エソールⅡ101
債務者　額川　大介
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２９年（フ）第１３７８号
札幌市清田区清田２条３丁目10番47号　ジオンコート清田206号
債務者　成田三津江
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１３９３号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目11番30－1003号
債務者　有井　郷子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１４６３号
札幌市東区北20条東16丁目１番３－403号
債務者　間所　由江
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１４９号
釧路市興津５丁目23番１号　はるみハイツ１号室
債務者　大石　千草
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
釧路地方裁判所
平成２９年（フ）第１７２号
釧路市昭和北３丁目20番８号
債務者　仲村　敦
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
釧路地方裁判所
平成２９年（フ）第１８０号
釧路市鶴野東５丁目12番６号
債務者　齋藤友美子（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
釧路地方裁判所
平成２９年（フ）第３８号
盛岡市本宮字鬼柳44番地
債務者　及川　　歩
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２９年（フ）第１３号
群馬県沼田市井土上町378番地８
債務者　山本　真弥
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係
平成２９年（フ）第１３１号
群馬県高崎市新保町６番地２　アン・フレメゾン101号
債務者　前田　育美
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２９年（フ）第１５４号
群馬県高崎市台新田町207番地１　レオパレスルミエール205、住民票上の住所栃木県大田原市北野上943番地５
債務者　荒牧　悠也
1　決定年月日時　平成29年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２９年（フ）第３９０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野512番地10　高野ハイツＡ－202
債務者　鍛炭真里子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２９年（フ）第４４４号
埼玉県八潮市八潮２丁目26番地15　カセミア八潮101
債務者　岡村　裕太
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２９年（フ）第４１６号
埼玉県坂戸市三光町33番地16　グローリアス第一坂戸201号室
債務者　星　　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部